

平成26年度
佐賀大学校友会課外活動等支援金申請要項

本学では、平成20年4月に「佐賀大学校友会」が設立され、平成21年11月、同校友会による課外活動等支援金制度(以下、「校友会課外活動等支援金」という。)が創設されました。

佐賀大学の教育の振興に資するため、課外活動を行う団体・個人に対して援助することにより、スポーツ及び文化活動の健全な発展を促進することを目的とした制度です。

「校友会課外活動等支援金」の給付を希望する方は、本要項を熟読のうえ、以下の申請手続きを行って下さい。

1. 申請要件

学務部学生生活課及び医学部学生サービス課に届け出ている課外活動団体又はその団体に所属する個人で、次の(1)に該当するもの。ただし、(2)の費用を伴った場合は、当該費用も併せて

(1) 奨励

- ①体育系の課外活動における大会へ参加し、「全国・世界規模の競技会での入賞及びそれに準ずる成績」以上の成績を収めた団体又は個人
- ②文化系の課外活動における大会・コンクールへ参加し、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準ずる評価」以上の評価を得た団体又は個人

(2) 遠征費支援

地区予選等を経て全国・世界的規模の大会等へ参加するため、県外への遠征に係る旅費及び参加費等

2. 給付額

(1) 奨励	奨励金	団体の場合	3万円
	〃	個人の場合	1万円
(2) 遠征費支援	旅費	団体として参加する場合	6万円
	〃	個人として参加する場合	2万円
参加費、参加のための用具運搬費等			上限5万円

3. 必要な申請書類

(1) 奨励

- ①校友会課外活動等支援金願書
- ②大会等成績に関する証明書(表彰状、新聞記事等)

(2) 遠征費支援

- ①必要経費に係る領収書等

4. 申請書類の提出場所等

- ・ 提出場所 学生生活課(学生センター内)
- ・ 提出締切期日 平成27年1月30日(金) 18時00分厳守 *郵送不可
(締切期日まで隨時受付)

*申請書類に不備・不足がある場合は、審査及び選考が出来ません。

従って、「校友会課外活動等支援金」の選考の対象となりませんので十分に注意をして下さい。

5. 選考・決定

選考は予算の関係上、毎年2月に行い、申請書類及び必要に応じた面接によって審査し、「校友会課外活動等支援金」を決定します。選考結果は、当課から学生本人のメールアドレス宛(=願書記入)に直接ご連絡致します。